

令和5年第1回（3月）定例会

議案参考資料

【単行議案】

議第 17 号	副市長の選任について	1P
議第 18~21 号	公の施設の指定管理者の指定について	2P
議第 22 号	宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会共同設置規約の変更 について	4P
議第 23 号	市道路線の一部廃止について	7P
議第 24 号	宮津市庁舎整備基金条例の制定について	9P
議第 25 号	宮津市長及び副市長の給与に関する条例及び宮津市教育委員会の教育長の給与、 勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について	10P
議第 26 号	宮津市特別職報酬等審議会条例の一部改正について	12P
議第 27 号	宮津市子ども若者未来応援基金条例の制定について	14P
議第 28 号	前尾記念クロスワークセンター MIYAZU 条例の一部改正について	15P
議第 29 号	宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部改正について	19P
議第 30 号	宮津市国民健康保険税条例の一部改正について	32P
議第 31 号	宮津市国民健康保険条例の一部改正について	44P
議第 32 号	宮津市保育所条例の一部改正について	46P
議第 33 号	宮津市子ども・子育て会議条例等の一部改正について	48P

議第 34 号	宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する 条例の一部改正について ······	53P
議第 35 号	宮津市企業立地拡充促進条例の一部改正について ······	56P
議第 36 号	宮津市水産加工販売施設条例の廃止について ······	61P
議第 37 号	宮津市公共下水道使用料条例の一部改正について ······	62P
議第 38 号	宮津市学校給食費徴収条例の一部改正について ······	65P
議第 39 号	宮津市育英資金貸付基金条例の廃止について ······	68P

議案参考資料
令和5年3月定例会

議第17号

副市長の選任について

区分

人事案件

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、副市長（本市1名）は、市長が議会の同意を得て選任することとされている。

来る令和5年3月31日に現副市長の任期が満了するため、副市長の選任について議会の同意を求めるもの。

◆提案の概要

【選任予定者】

氏名	今井 真二（いまい しんじ）
生年月日	昭和34年2月4日
住所	宮津市字万町560番地
任期	令和5年4月1日～令和9年3月31日
その他	再任（現在1期目）

◆提案の根拠法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第162条 副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

第163条 副知事及び副市町村長の任期は、4年とする。ただし、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト

テーマ別戦略

※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

【政策等の背景・提案までの経過】

◆本人略歴

昭和57年3月 立命館大学経済学部卒業
 昭和57年4月 京都府採用
 平成18年6月 危機管理監付参事
 平成20年4月 府民生活部危機管理・防災課長
 平成23年4月 政策企画部企画総務課長
 平成25年4月 政策企画部副部長（企画総務課長事務取扱）
 平成26年5月 企画理事付理事（地域構想事業調整担当）
 平成29年4月 企画理事付理事（一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社総合企画局長派遣）
 平成30年6月 企画調整理事
 平成31年3月 京都府退職
 平成31年4月 宮津市副市長就任

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 千円

【他の自治体の類似する政策との比較】

担当課・係

添付資料

総務課 職員係（45-1603）

議案参考資料 令和5年3月定例会	議第18号～ 第21号	公の施設の指定管理者の指定について	区分	その他
【提案の概要】		【政策等の背景・提案までの経過】		
<p>◆提案の趣旨・目的 令和5年3月末で指定期間が満了する7施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。</p> <p>◆提案の概要 ○指定管理施設、指定管理者及び指定期間：「指定管理者指定施設一覧」のとおり</p> <p>◆提案の根拠法令 ○地方自治法（昭和22年法律第67号） (公の施設の設置、管理及び廃止) 第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。 2～5 (略) 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。 7～11 (略)</p>		<p>【背景】 平成18年4月から指定管理者制度による施設管理を開始し、指定期間3年での運用を基本として、外部の有識者等による「宮津市指定管理者選定委員会」による審査等を経た上で、指定管理者を指定するもの。</p> <p>【経過】 R4.9.28 : 「宮津市指定管理者選定委員会」により、本年度末で指定期間が満了する施設及び新規に指定管理者制度を導入する施設について、選定方法（公・非公募）、指定期間等を決定 R4.10～R5.1 : 指定管理者の候補者の募集（今回すべて非公募） R5.1.24 : 指定管理者の候補者の選定（選定委員会で審査）</p>		
【市民参加の状況】		【政策等の効果及び費用】		
【他の自治体の類似する政策との比較】				
【第7次宮津市総合計画との整合】				
重点プロジェクト	—	テーマ別戦略	—	
			担当課・係	添付資料
			財政課 資産活用係 (45-1611)	・指定管理者指定施設一覧
議第18号～第21号				

■指定管理者指定施設一覧

施設名	現在の状況等			令和5年度以降の方針				所管部
	導入方法	指定管理者	指定期間	導入方法	指定管理者	指定期間	指定管理料の取扱い	
1 宮津市民体育館								
2 宮津運動公園	非公募 (規則第2条第2号)	(公財)宮津市民実践活動センター	1年間	非公募 (規則第2条第2号)	(公財)宮津市民実践活動センター	1年間	年間の指定管理料を設定し、実績に応じて変更する。(過不足額を精算)	
3 みやづ歴史の館								
4 宮津市中央公民館								
5 宮津市B & G海洋センター	非公募 (規則第2条第3号)	(公社)京都府青少年育成協会	2年間	非公募 (規則第2条第3号)	(公社)京都府青少年育成協会	5年間	年間の指定管理料を設定し、実績に応じての変更は行わない。	企画財政部
6 宮津漁師町観光商業センター	非公募 (規則第2条第2号)	宮津フードファクトリー(同)	5年間	非公募 (規則第2条第2号)	宮津フードファクトリー(同)	5年間	指定管理料を支払わず、指定管理者の経営努力のみで対応する。(余剰は1/2を納付)	経済産業部
7 宮津市由良診療所	非公募 (規則第2条第4号)	YMSほりかわ	5年間	非公募 (規則第2条第4号)	YMSほりかわ	5年間	指定管理料を支払わず、指定管理者の経営努力のみで対応する。	健康福祉部

宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

(指定管理者の公募)

第2条 市長又は教育委員会(以下「市長等」という。)は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、指定管理者になろうとする法人その他の団体を公募するものとする。
ただし、規則又は教育委員会規則(以下「規則等」という。)で定める理由により市長等が認める場合は、この限りでない。

宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

(公募の例外)

第2条 条例第2条の規則で定める理由は、次の各号のいずれかの場合とする。

- (1) 施設の管理上当該地域の団体に管理を行わせることが適當と認められる場合
- (2) 市が関与又は育成することが必要と認める団体で、その活動目的に關係する施設の管理を行わせることが適當と認められる場合
- (3) 施設に活動拠点を置く団体を指定して、一体的に管理させることが合理的な場合
- (4) 専門的で高度な技術を有する団体に管理を行わせることが適當と認められる場合
- (5) 施設の管理上緊急に指定管理者の指定を必要とし、公募する暇がない場合

議案参考資料

令和5年3月定例会

議第22号

宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会共同設置規約の変更について

区分

その他

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

宮津市、与謝郡2町で共同設置している障害者介護給付費等支給認定審査会の事務局を与謝野町に変更することとし、規約を変更するため、地方自治法第252条の7第3項の規定により準用する第252条の2の2の規定により、市議会の議決を得ようとするもの。

◆提案の概要

事務局の変更 「宮津市」を「与謝野町」に変更する。

◆施行日

令和5年4月1日

宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会

- 目的 障害福祉サービス利用者の障害支援区分の審査と判定を行う。
- 設置年月日 平成18年4月1日
- 業務 ①法に規定する介護給付に係る障害支援区分の審査及び判定
②市町の支給要否決定等に当たっての意見
- 委員 障害保健福祉の学識経験を有する者 5人
- 運営 宮津市、伊根町及び与謝野町の共同設置
- 運営経費 1市2町の負担金
- 事務局 令和5年4月1日～令和7年3月31日 与謝野町
(審査会設置時の申合せにより、事務局は宮津市と与謝野町で2年ごとの持ち回りとしている。)
- 設置根拠 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第15条

【政策等の背景・提案までの経過】

- ・平成18年4月 宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会設置（事務局：宮津市）
- ・平成20年4月 事務局変更（事務局：与謝野町）
- ・
- ・
- ・令和3年4月 事務局変更（事務局：宮津市）

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 528 千円

【他の自治体の類似する政策との比較】

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト

-

テーマ別戦略

健康でいきいきと幸せに暮らせるまちづくり

担当課・係

添付資料

社会福祉課 障害福祉係 (45-1622)

・新旧対照表

※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

・宮津市障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会共同設置規約（平成18年4月1日京都府知事届出）新旧対照表

現行	改正後（案）
（執務場所）	（執務場所）
第3条 審査会の執務場所は、 <u>京都府宮津市字柳縄手345番地の1 宮津市役所内</u> とする。	第3条 審査会の執務場所は、 <u>京都府与謝郡与謝野町字加悦433番地与謝野町役場加悦庁舎内</u> とする。
（委員の選任方法）	（委員の選任方法）
第5条 審査会の委員は、共同設置市町の長が協議して定める委員の候補者について、 <u>宮津市長</u> がこれを選任する。	第5条 審査会の委員は、共同設置市町の長が協議して定める委員の候補者について、 <u>与謝野町長</u> がこれを選任する。
2 審査会の委員に欠員が生じたときは、 <u>宮津市長</u> は、速やかにその旨を <u>伊根町及び与謝野町</u> （以下「関係町」という。）の長に通知するとともに、前項の例により審査会の委員を選任するものとする。	2 審査会の委員に欠員が生じたときは、 <u>与謝野町長</u> は、速やかにその旨を <u>宮津市及び伊根町</u> （以下「関係市町」という。）の長に通知するとともに、前項の例により審査会の委員を選任するものとする。
（職員の定数）	（職員の定数）
第6条 審査会の事務を補助する <u>宮津市</u> の職員の定数は、共同設置市町の長が協議して定める。	第6条 審査会の事務を補助する <u>与謝野町</u> の職員の定数は、共同設置市町の長が協議して定める。
（負担金）	（負担金）
第7条 （略）	第7条 （略）
2 <u>関係町</u> は、前項の規定による負担金を <u>宮津市</u> に交付しなければならない。	2 <u>関係市町</u> は、前項の規定による負担金を <u>与謝野町</u> に交付しなければならない。
3 （略）	3 （略）
（予算）	（予算）

第8条 審査会に関する宮津市の予算は、これを一般会計とする。

(決算報告)

第9条 宮津市長は、審査会に関する決算を宮津市議会の認定に付したときは、当該決算を、関係町の長に報告しなければならない。

(委員の身分の取扱いに関する条例、規則その他の規程)

第11条 宮津市は、審査会の委員の報酬、費用弁償の額及びその支給方法に関する条例、規則その他の規程を制定又は改廃する場合においては、あらかじめ関係町と協議しなければならない。

2 前項の規定による条例、規則その他の規程を、宮津市が制定又は改廃したときは、関係町の長は、当該条例、規則その他の規程を公表しなければならない。

第8条 審査会に関する与謝野町の予算は、これを一般会計とする。

(決算報告)

第9条 与謝野町長は、審査会に関する決算を与謝野町議会の認定に付したときは、当該決算を、関係市町の長に報告しなければならない。

(委員の身分の取扱いに関する条例、規則その他の規程)

第11条 与謝野町は、審査会の委員の報酬、費用弁償の額及びその支給方法に関する条例、規則その他の規程を制定又は改廃する場合においては、あらかじめ関係市町と協議しなければならない。

2 前項の規定による条例、規則その他の規程を、与謝野町が制定又は改廃したときは、関係市町の長は、当該条例、規則その他の規程を公表しなければならない。

附 則

1 この規約は、令和5年4月1日から施行する。

2 令和4年度の決算については、改正後の第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案参考資料
令和5年3月定例会

議第23号	市道路線の一部廃止について	区分	その他
-------	---------------	----	-----

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

今宮橋の撤去に伴い、市道今宮線の一部を廃止するもの。

◆提案の概要

市道今宮線の一部を廃止し、次のとおり認定路線を変更する。

○廃止延長 18.7m

路線名	新旧別	道路区域		
		区間	敷地幅員(m)	延長(m)
今宮	旧	(起点) 宮津市字里波見小字中田552番地先 (終点) 宮津市字里波見小字橋詰203番地先	2.30～5.60	423.2
	新	(起点) 宮津市字里波見小字中田552番地先 (終点) 宮津市字里波見小字橋詰445番3	2.30～5.60	404.5

◆提案の根拠法令

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項及び第3項

【政策等の背景・提案までの経過】

- 平成25年3月 橋梁長寿命化修繕計画策定
- 令和3年6月 「新中田橋」完成
- 令和5年2月 老朽化の著しい「今宮橋」「中田橋」の2橋を撤去

【市民参加の状況】

平成25年より自治会役員との意見交換会を開催

【政策等の効果及び費用】

安全安心な生活道路交通の確保

■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 千円

【他の自治体の類似する政策との比較】

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト	—
テーマ別戦略	安全・安心に生活でき環境に優しいまちづくり

※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

・橋梁長寿命化修繕計画

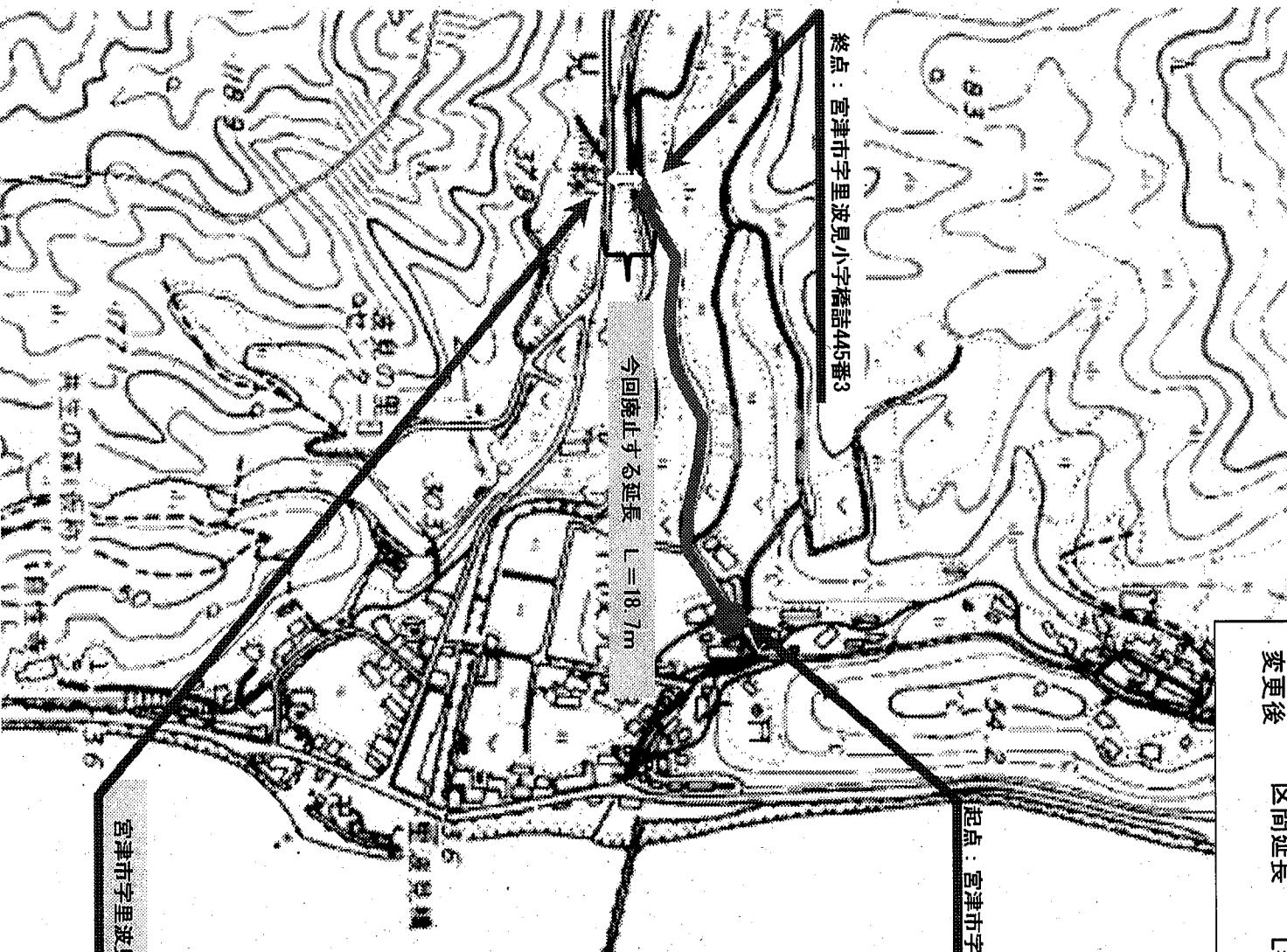
担当課・係	添付資料
土木管理課 建設総務係 (45-1628)	・路線網図

今宮線

変更前
区間延長
 $L=423.2\text{m}$
変更後
区間延長
 $L=404.5\text{m}$

起点：宮津市字里波見小字中田552番地先

終点：宮津市字里波見小字橋詰445番3

今回廃止する延長 $L=18.7\text{m}$ 

宮津市字里波見小字橋詰203番地先

凡例	
—	今宮線
---	今宮線(廃止する区間)

議案参考資料

令和5年3月定例会

議第24号

宮津市庁舎整備基金条例の制定について

区分

条例の制定

【提案の概要】		【政策等の背景・提案までの経過】	
<p>◆提案の趣旨・目的 　　庁舎の整備に係る経費の一部を積み立てるため庁舎整備基金を設置するもの。</p> <p>◆提案の概要 　　《基金の使途》 　　庁舎の整備に係る経費に充当</p> <p>◆施行日　　公布の日</p> <p>◆参考 　　地方自治法（昭和22年法律第67号） 　　第241条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。</p>		<p>令和2年9月　　宮津市公共施設再編方針書において「概ね5年以内の実施を目標に具体的な対応方針を早期に策定」と定める。</p> <p>令和4年2月　　府内検討グループによる調査報告において「基金の設置と計画的な造成が必要」と報告。</p> <p>令和4年7月　　市役所庁舎のあり方検討に関する市民アンケート実施。</p> <p>令和4年9月　　未来の庁舎を考える市民会議から4つの提案を受ける。</p>	
【第7次宮津市総合計画との整合】		【市民参加の状況】	
重点プロジェクト	—	<p>令和4年　　未来の庁舎を考える市民会議 　　市役所庁舎のあり方検討に関する市民アンケート</p> <p>令和5年　　庁舎基本構想等検討委員会（予定）</p>	
テーマ別戦略	—	【政策等の効果及び費用】	
※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載		<p>■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 令和5年度当初・令和4年度3月補正100,000千円</p> <p>【他の自治体の類似する政策との比較】</p>	
・宮津市公共施設再編方針書		担当課・係	添付資料
		総務課　情報推進係（45-1602）	

議案参考資料
令和5年3月定例会

議第25号

宮津市長及び副市長の給与に関する条例及び宮津市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

区分

条例の改正

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

財政健全化に向けた取組み（R1～R5）に基づき、市長、副市長及び教育長の給料の減額措置期間を1年間延長するもの。

◆提案の概要

○減額措置内容

	(本来の給料月額)	(引下げ後)	(引下げ率)
市長	900,000円	→ 720,000円	△20%
副市長	730,000円	→ 584,000円	△20%
教育長	660,000円	→ 528,000円	△20%

○減額措置期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

◆施行日

公布の日

【政策等の背景・提案までの経過】

○給料カットの経過

区分	年度	市長	副市長 教育長	一般職員			議員	
				6級管理職	5級管理職	3・4級		
行革大綱2006 (H18～H22)	H18～H21	△20%	△15%		△10%		△7.5%	△10%
	H22	△20%	△15%		△10%	△7.5%	△6%	△10%
財政健全化計画2011 (H23～H27)	H23～H27	△25%	△20%	△10%	△8%	△5%	△4%	△10%
	H28	△25%	△20%	△5%	△3%	—	—	—
	H29	△25%	△20%	△5%	△3%	—	—	—
	H30	—	—	—	—	—	—	—
財政健全化に向けた取組み (R1～R5) 第2期行財政運営指針 (R5～R12)	R1～R5		△20%	△50%	—	—	—	—

○時間外勤務手当の削減

△30,000円（H30比△40%）×5年（R1～R5） 財政健全化に向けた取組み

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> △7,804千円
(財政健全化に向けた取組み以降5年間の市長等特別職給料カット累計 △39,021千円)

【他の自治体の類似する政策との比較】

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト

—

テーマ別戦略

—

※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

担当課・係

添付資料

総務課 職員係（45-1603）

・新旧対照表

第1条関係

宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について

新 現 行	旧 対 照 表	改 正 案
<p>附 則 1～10 (略)</p> <p>11 平成31年4月1日から<u>令和5年3月31日</u>までの間、第3条の規定にかかわらず、市長の給料は月額720,000円とし、副市長の給料は月額584,000円とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に規定する額とする。</p>		<p>附 則 1～10 (略)</p> <p>11 平成31年4月1日から<u>令和6年3月31日</u>までの間、第3条の規定にかかわらず、市長の給料は月額720,000円とし、副市長の給料は月額584,000円とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に規定する額とする。</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

第2条関係

宮津市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

新 現 行	旧 対 照 表	改 正 案
<p>附 則 1～7 (略)</p> <p>8 平成31年4月1日から<u>令和5年3月31日</u>までの間、第3条の規定にかかわらず、給料は月額528,000円とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に規定する額とする。</p>		<p>附 則 1～7 (略)</p> <p>8 平成31年4月1日から<u>令和6年3月31日</u>までの間、第3条の規定にかかわらず、給料は月額528,000円とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に規定する額とする。</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

議案参考資料
令和5年3月定例会

議第26号

宮津市特別職報酬等審議会条例の一部改正について

区分

条例の改正

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

近年の近隣市町の審議会の運用状況を踏まえ、本市審議会の委員構成を改正するもの。

◆提案の概要

<委員構成>

- 委員「10人」を「10人以内」に改める。

<その他>

- 所要の文言整理

◆施行日

令和5年4月1日

【政策等の背景・提案までの経過】

・昭和40年3月 宮津市特別職報酬等審議会条例の制定

<直近の諮問・答申状況>

- 平成5年1月諮問 → 答申：改定
- 平成6年1月諮問 → 答申：据え置き
- 平成8年10月諮問 → 答申：改定

【市民参加の状況】

特別職報酬に対する市民意見の反映

【政策等の効果及び費用】

■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 412千円

【他の自治体の類似する政策との比較】

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト

—

テーマ別戦略

—

※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

・宮津市第2期行財政運営指針(R3~R12)

担当課・係

添付資料

総務課 職員係 (45-1603)

・新旧対照表

宮津市特別職報酬等審議会条例（昭和40年条例第5号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（委員） 第3条 審議会は、委員 <u>10人</u> をもって組織し、その委員は必要の <u>つど</u> 、 市長が <u>任命</u> する。	（委員） 第3条 審議会は、委員 <u>10人以内</u> をもって組織し、その委員は必要の <u>都 度</u> 、市長が <u>委嘱</u> する。
2 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、 <u>解任</u> されるもの とする。	2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、 <u>解嘱</u> されるものと する。
第4条（略） （会議） 第5条 審議会は、会長が招集する。	第4条（略） （会議） 第5条 審議会は、会長が招集する。 <u>ただし、委員が委嘱された後、最 初に招集すべき審議会の会議は、市長が招集する。</u>
2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことでき ない。	2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことでき ない。
	<u>附 則</u> <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u>

議案参考資料

令和5年3月定例会

議第27号

宮津市子ども若者未来応援基金条例の制定について

区分

条例の制定

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

第7次宮津市総合計画の「若者が住みたいまちづくりプロジェクト」を推進する中、少子化対策・子育て環境、教育、総合的な移住定住対策などを充実させるため、「宮津市子ども若者未来応援基金」を設置するもの。

◆提案の概要

《基金の使途》

選ばれるまちづくりを目指して展開する「若者が住みたいまちづくりプロジェクト（少子化対策・子育て環境の充実、教育の充実、総合的な移住定住対策など）」に係る経費に充当

※「未来を担う人財応援奨学金基金」を設置する基金に統合

◆施行日 公布の日

◆参考

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第241条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

【政策等の背景・提案までの経過】

令和3年5月 『第7次宮津市総合計画』策定

若者が住みたいまちづくりプロジェクト

（子育て支援、学校教育、関係人口創出・拡大、移住・定住促進などの施策間連携により、若者が宮津に住みたい、住み続けたいと思えるまちづくりを進め）

⇒「にっこりあ」を中心とした子育て世代のネットワーク形成、未来を担う人材応援奨学金創設、関係人口創出拠点「前尾記念クロスワークセンターMIYAZU」開設、みやづ城東タウンのリノベーション等の新しい動きを創り出しており、今後も選ばれるまちづくりに向け充実させたいところ。

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

■予算措置しているものについては、その額を記載

令和4年度3月補正
152,779千円

【他の自治体の類似する政策との比較】

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト 若者が住みたいまちづくりプロジェクト

テーマ別戦略 住みたい・住み続けたいまちづくり
ふるさとを大切に学びを深めるまちづくり

※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

第2期宮津市子ども・子育て支援事業計画、宮津市教育大綱・教育振興基本計画、第3期宮津市スポーツ推進計画、第2期宮津市空家空地対策計画

担当課・係

企画課 定住・地域振興係
(45-1607)

添付資料

議案参考資料
令和5年3月定例会

議第28号

前尾記念クロスワークセンターMIYAZU条例の一部改正について

区分

条例の改正

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

前尾記念クロスワークセンターMIYAZUのオープン後の利用状況を踏まえ、コワーキングスペースの利便性をさらに向上するため、所要の改正を行うもの。

◆提案の概要

○コワーキングスペースのスペース利用に係る貸し出し区分等の変更

	改正前	改正後
使用区分	A～Dの4区分	全面
利用料金上限額	1時間当たり 区分によって 110円～220円	3時間未満3,300円 以降1時間につき 1,100円加算

【政策等の背景・提案までの経過】

- ・R3.12：前尾記念クロスワークセンターMIYAZU条例を制定。
- ・R4.4：前尾記念クロスワークセンターMIYAZU条例を一部改正。
(入居希望状況を踏まえてレンタルオフィススペースを8から9に変更。コワーキングスペースをイベントなどでスペース利用できるように利用料金を整理。)
- ・R4.5：前尾記念クロスワークセンターMIYAZUをオープン。
(指定管理者：(株)FoundingBase)

【市民参加の状況】

◆施行日
令和5年4月1日

【政策等の効果及び費用】

関係人口の創出・拡大と若者の定着促進による地域の担い手の確保に資する。

■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 14,000千円

【他の自治体の類似する政策との比較】

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト 若者が住みたいまちづくりプロジェクト

テーマ別戦略 住みたい・住み続けたいまちづくり

※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

担当課・係

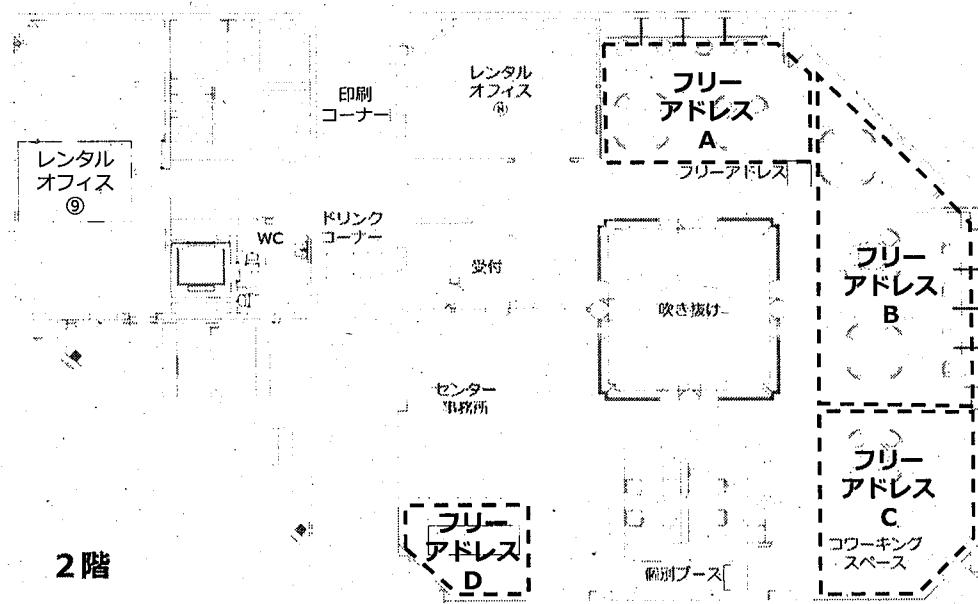
企画課 定住・地域振興係
(45-1607)

添付資料

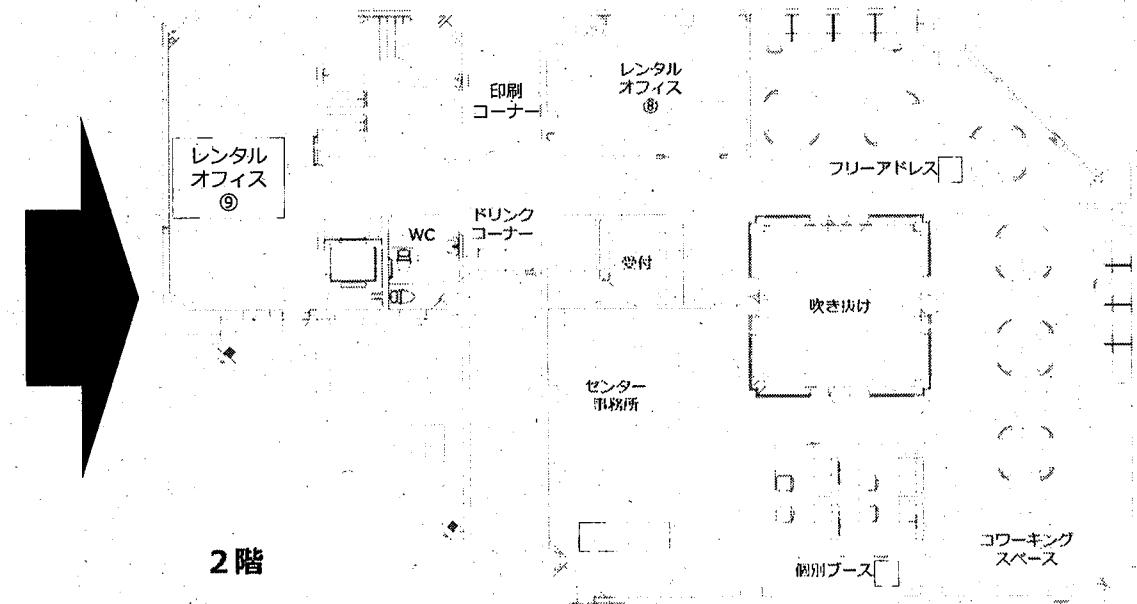
・施設平面図
・新旧対照表

前尾記念クロスワークセンターMIYAZU 施設平面図 新旧対照図

【改正前】



【改正後】



【改正点】2階のフリーアドレスのスペース利用は、A～Dの4区分を廃止し、全面貸切のみと改める

前尾記念クロスワークセンターMIYAZU条例（令和3年条例第28号）新旧対照表

現行				改正後（案）			
別表（第5条関係） センター利用料金の上限の額				別表（第5条関係） センター利用料金の上限の額			
使用場所及び区分		使用の単位	使用者	使用場所及び区分		使用の単位	使用者
レンタルオフィス	1	1月	法人	31,000円	1月	法人	31,000円
	2			34,000円			34,000円
	3			34,000円			34,000円
	4			31,000円			31,000円
	5			24,000円			24,000円
	6			23,000円			23,000円
	7			30,000円			30,000円
	8			26,000円			26,000円
	9			43,000円			43,000円
コワーキングスペース	フリードレス	席利用	1席	市内在住・ 在勤 1人につき 330円	3時間未満	席利用	市内在住・ 在勤 1人につき 330円
				市外在住 1人につき 550円			市外在住 1人につき 550円
				市内在住・ 在勤 1人につき 550円			市内在住・ 在勤 1人につき 550円
				市外在住 1人につき 1,100円			市外在住 1人につき 1,100円
				市内在住・ 在勤 1人につき 3,300円			市内在住・ 在勤 1人につき 3,300円
				市外在住 1人につき 5,500円			市外在住 1人につき 5,500円
				A 165円			3時間未満料 金に1時間につ き1,100円を加 算した額
				B 220円			
				C 165円			
				D 110円			
スペース	利用	1時間		スペース利用	全面		

個別ブース	1時間		1室につき 55 円(フリーアドレス利用料金を加算する。)
付属設備		規則で定める額	

個別ブース	1時間		1室につき 55 円(フリーアドレス利用料金を加算する。)
付属設備			規則で定める額

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案参考資料
令和5年3月定例会

議第29号

宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部改正について

区分

条例の改正

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

- ・廃棄物の減量化及び適正処理を図るために、市民、事業者だけでなく観光旅行者等にも責務を求めていく必要がある。また、国内の食品ロス削減の課題に対し理解と関心を深め、市民等が自主的に取り組むよう努める必要があることから、所要の改正を行うもの。
- ・宮津与謝クリーンセンターの稼働による大型ごみ直接搬入の利便性の向上に伴い、需要が減少している大型ごみ個別収集を廃止するもの。

◆提案の概要

- ・観光旅行者等の責務を追加（改正後第6条）
- ・食品ロスの削減を追加（改正後第15条）
- ・一般廃棄物処理手数料から大型ごみの区分を削除（大型ごみの個別収集を廃止）

[参考]

○大型ごみ直接搬入の利便性の向上

宮津市清掃工場	宮津与謝クリーンセンター
・平日(祝日を除く)8:30～16:00	⇒ 平日(祝日を含む)8:30～16:00 ・(土)8:30～12:00、第2(日)8:30～16:00

○近年の大型ごみの収集実績

	R元	R2	R3	備考
個別収集	24t	19t	12t	廃止
直接搬入	41t	162t	118t	継続

◆施行日

令和5年4月1日

ただし、大型ごみの個別収集の廃止は令和5年10月1日に施行

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト

テーマ別戦略

安全・安心に生活でき環境に優しいまちづくり

※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

・宮津市環境基本計画(資源循環を基調とした社会に転換しています～ごみの減量・資源化～)

【政策等の背景・提案までの経過】

- ・R元年10月 食品ロスの削減の推進に関する法律施行
- ・R2年3月 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針閣議決定
- ・R2年7月 宮津与謝クリーンセンター稼働
- ・R3年10月 宮津市環境基本計画策定
- ・R4年3月 京都府食品ロス削減推進計画策定
- ・R5年1月 宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例施行

【市民参加の状況】

- ・宮津市廃棄物減量等推進審議会で審議
R4年6月～5年1月 全体会・資源循環検討部会 合計6回開催

【政策等の効果及び費用】

ごみの減量化の実現・資源化の実証等

■予算措置しているものについては、その額を記載 4,000千円

【他の自治体の類似する政策との比較】

大型ごみ個別収集：

伊根町及び与謝野町では、個別収集の実施なし（直接搬入のみ）

宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（平成6年条例第31号）新旧対照表

現行	改正後（案）
目次	目次
第1章 総則（第1条～第5条）	第1章 総則（第1条～第6条）
第2章 市民等の参加及び協力（第6条～第9条）	第2章 市民等の参加及び協力（第7条～第10条）
第3章 廃棄物の減量化の推進（第10条～第12条）	第3章 廃棄物の減量化の推進（第11条～第15条）
第4章 廃棄物の適正な処理（第13条～第23条）	第4章 廃棄物の適正な処理（第16条～第27条）
第5章 地域の清潔の保持（第24条・第25条）	第5章 地域の清潔の保持（第28条・第29条）
第6章 一般廃棄物処理業等の許可等（第26条～第28条）	第6章 一般廃棄物処理業等の許可等（第30条～第32条）
第7章 雜則（第29条～第35条）	第7章 雜則（第33条～第39条）
附則	附則
第1章 総則	第1章 総則
(目的)	(目的)
第1条 この条例は、本市における廃棄物の発生の抑制及び再生利用の促進による廃棄物の減量化を推進し、廃棄物を適正に処理し、並びに地域の清潔を保持することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。	第1条 この条例は、本市における廃棄物の発生の抑制及び再生利用の促進による廃棄物の減量化を推進し、廃棄物を適正に処理し、並びに地域の清潔を保持することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。
(定義)	(定義)
第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例によるほか、次に定めるところによる。	第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例によるほか、次に定めるところによる。
(1) 家庭系一般廃棄物 家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物をいう。	(1) 家庭系一般廃棄物 家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物をいう。

- (2) 事業系一般廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (3) 事業者 物の生産又はサービスの提供等を事業として行うすべてのものをいう。
- (4) 再生利用 活用されなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用し、又は資源として利用することをいう。
- (5) 再生資源 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。
- (6) 再生品 再生資源を用いて製造又は加工された物品をいう。

（市長の責務）

- 第3条 市長は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の減量化を推進し、その適正な処理を図るとともに、地域の清潔の保持に努めなければならない。
- 2 市長は、前項の施策の実施に当たっては、市民及び事業者の意識の啓発を図るとともに、その参加及び協力の推進に努めなければならない。
- 3 市長は、前2項に定める責務を果たすため、必要な情報の収集、調査研究等に努めなければならない。

（市民の責務）

- 第4条 市民は、相互に協力し、廃棄物の減量化及び適正な処理を図るとともに、地域の清潔の保持に努めなければならない。

（事業者の責務）

- 第5条 事業者は、廃棄物の減量化を図り、事業活動に伴って生じた廃棄物

- (2) 事業系一般廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (3) 事業者 物の生産又はサービスの提供等を事業として行うすべてのものをいう。
- (4) 再生利用 活用されなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用し、又は資源として利用することをいう。
- (5) 再生資源 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。
- (6) 再生品 再生資源を用いて製造又は加工された物品をいう。
- (7) 食品ロスの削減 食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）第2条第2項に規定する食品ロスの削減をいう。

（市の責務）

- 第3条 市は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の減量化を推進し、その適正な処理を図るとともに、地域の清潔の保持に努めなければならない。
- 2 市は、前項の施策の実施に当たっては、市民、事業者及び本市を訪れた観光旅行者その他の滞在者（以下「観光旅行者等」という。）の意識の啓発を図るとともに、その参加及び協力の推進に努めなければならない。
- 3 市は、前2項に定める責務を果たすため、必要な情報の収集、調査研究等に努めなければならない。

（市民の責務）

- 第4条 （略）

（事業者の責務）

- 第5条 事業者は、廃棄物の減量化を図り、事業活動に伴って生じた廃棄物

を自らの責任において適正に処理するとともに、市長が実施する施策に協力し、地域の清潔の保持に努めなければならない。

第2章 市民等の参加及び協力

(相互協力)

第6条 市長、市民及び事業者は、廃棄物の減量化及び適正な処理並びに地域の清潔の保持に関して、相互に協力しなければならない。

(市民等に対する支援等)

第7条 市長は、廃棄物の減量化及び適正な処理並びに地域の清潔の保持に関する市民、地域団体等の自主的な活動に対し、情報の提供その他必要な支援を行い、その促進に努めなければならない。

(宮津市廃棄物減量等推進審議会)

第8条 市長は、一般廃棄物の減量化及び適正処理等に関する事項について審議するため、宮津市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 3 審議会の委員は、市民、事業者、識見を有する者その他適當と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 4 前各項に定めるもののほか、審議会の運営等に関し必要な事項は、規則で定める。

(廃棄物減量等推進員)

を自らの責任において適正に処理するとともに、市が実施する施策に協力し、地域の清潔の保持に努めなければならない。

(観光旅行者等の責務)

第6条 観光旅行者等は、その滞在中の活動に関し、廃棄物の減量化及び適正な処理を図るとともに、市が実施する施策に協力し、地域の清潔の保持に努めなければならない。

第2章 市民等の参加及び協力

(相互協力)

第7条 市、市民、事業者及び観光旅行者等は、廃棄物の減量化及び適正な処理並びに地域の清潔の保持に関して、相互に協力しなければならない。

(市民等に対する支援等)

第8条 市は、廃棄物の減量化及び適正な処理並びに地域の清潔の保持に関する市民、地域団体等の自主的な活動に対し、情報の提供その他必要な支援を行い、その促進に努めなければならない。

(宮津市廃棄物減量等推進審議会)

第9条 市長は、一般廃棄物の減量化及び適正処理等に関する事項について審議するため、宮津市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 3 審議会の委員は、市民、事業者、識見を有する者その他適當と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 4 前各項に定めるもののほか、審議会の運営等に関し必要な事項は、規則で定める。

(廃棄物減量等推進員)

第9条 市長は、一般廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に熱意と識見を有する市民のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。

2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する本市の施策への協力その他の活動を行うものとする。

第3章 廃棄物の減量化の推進

(廃棄物の減量化)

第10条 市長は、再生利用に配慮した分別収集により資源回収の徹底を図り、廃棄物の減量化に努めなければならない。

2 市長は、再生利用を推進するため、資源回収又は廃棄物の再生を業とする者に必要な協力を求めることができる。

第11条 市民は、再生資源の回収を行う地域団体等の自主的な活動への積極的な参加及び協力、再生利用の可能な物の分別等を行うことにより、廃棄物の減量化に努めなければならない。

2 市民は、再生品又は再生利用が可能な物の使用により、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

第12条 事業者は、物の製造、加工、販売等その事業活動に伴って生じることとなる廃棄物について、次に掲げる方策を積極的に講じることにより、その減量化に努めなければならない。

- (1) 再生利用又は長期使用することが可能な容器、製品等の開発及び普及
- (2) 包装の簡素化及び容器の再利用による廃棄物の発生の抑制
- (3) 廃棄物のうち再生利用の可能な物の分別の徹底
- (4) 再生資源及び再生品の積極的な利用
- (5) その他廃棄物の減量化推進活動

第10条 市長は、一般廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に熱意と識見を有する市民のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。

2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する本市の施策への協力その他の活動を行うものとする。

第3章 廃棄物の減量化の推進

(廃棄物の減量化)

第11条 市は、再生利用に配慮した分別収集により資源回収の徹底を図り、廃棄物の減量化に努めなければならない。

2 市は、再生利用を推進するため、資源回収又は廃棄物の再生を業とする者に必要な協力を求めることができる。

第12条 市民は、再生資源の回収を行う地域団体等の自主的な活動への積極的な参加及び協力、再生利用の可能な物の分別等を行うことにより、廃棄物の減量化に努めなければならない。

2 市民は、再生品又は再生利用が可能な物の使用により、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

第13条 事業者は、物の製造、加工、販売等その事業活動に伴って生じることとなる廃棄物について、次に掲げる方策を積極的に講じることにより、その減量化に努めなければならない。

- (1) 再生利用又は長期使用することが可能な容器、製品等の開発及び普及
- (2) 包装の簡素化及び容器の再利用による廃棄物の発生の抑制
- (3) 廃棄物のうち再生利用の可能な物の分別の徹底
- (4) 再生資源及び再生品の積極的な利用
- (5) その他廃棄物の減量化推進活動

第14条 観光旅行者等は、その滞在中の活動に関し、再生利用の可能な物の分別等を行うことにより、廃棄物の減量化に努めるとともに、再生品又は再生利用が可能な物の使用により、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

(食品ロスの削減)

第15条 市は、食品ロスの削減に関する必要な施策を総合的かつ効果的に推進し、廃棄物の減量化に努めなければならない。

2 市民は、食品ロスの削減の重要性についての理解と関心を深めるとともに、食品ロスの削減について自主的に取り組むよう努めるものとする。

3 食品関連事業者（食品の製造、加工、卸売若しくは小売又は食事の提供を行う事業者をいう。次項において同じ。）は、その事業活動に関し、市が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努めるとともに、食品ロスの削減について積極的に取り組むよう努めるものとする。

4 観光旅行者等は、その滞在中の活動に関し、市及び食品関連事業者が実施する食品ロスの削減の取組に協力するよう努めるものとする。

第4章 廃棄物の適正な処理

(一般廃棄物の処理計画)

第13条 市長は、法第6条第1項の規定により一般廃棄物処理計画(以下「処理計画」という。)を定め、一般廃棄物の処理を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

2 市長は、前項に規定する処理計画を定めたときは、これを公示するものとする。処理計画を変更したときも、また同様とする。

(一般廃棄物の収集、運搬又は処分の委託)

第14条 市長は、法第6条の2第2項及び第3項の規定により、一般廃

第4章 廃棄物の適正な処理

(一般廃棄物の処理計画)

第16条 市長は、法第6条第1項の規定により一般廃棄物処理計画(以下「処理計画」という。)を定め、一般廃棄物の処理を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

2 市長は、前項に規定する処理計画を定めたときは、これを公示するものとする。処理計画を変更したときも、また同様とする。

(一般廃棄物の収集、運搬又は処分の委託)

第17条 市長は、法第6条の2第2項及び第3項の規定により、一般廃

棄物の収集、運搬又は処分を本市以外の者に委託することができる。

(一般廃棄物の処理)

第15条 市長は、処理計画に従い、家庭系一般廃棄物の処理をするものとする。

2 市長は、前項の処理に支障がないと認められる場合に限り、事業系一般廃棄物を処理することができる。

(家庭系一般廃棄物の処理)

第16条 土地又は建物の占有者(管理者を含む。以下「占有者」という。)は、当該土地又は建物から排出される家庭系一般廃棄物のうち生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分できるものは、自ら処分するよう努めなければならない。

2 占有者は、自ら処分できない家庭系一般廃棄物については、適正に分別し、保管する等市長が指示する方法に従って処理しなければならない。

3 占有者は、前項に規定するもののほか、臨時かつ多量の家庭系一般廃棄物を本市の処理施設で処理しようとするときは、その旨を市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(資源物の所有権等)

第16条の2 前条第2項の規定により市長が指示する方法に従って排出された資源物(再生利用を目的として分別して収集するものをいう。)の所有権は、宮津市に帰属するものとする。

2 宮津市又は市長が指定する事業者以外のものは、前項の資源物を収集し、又は運搬してはならない。

(事業系一般廃棄物の自己処理等)

棄物の収集、運搬又は処分を本市以外の者に委託することができる。

(一般廃棄物の処理)

第18条 市長は、処理計画に従い、家庭系一般廃棄物の処理をするものとする。

2 市長は、前項の処理に支障がないと認められる場合に限り、事業系一般廃棄物を処理することができる。

(家庭系一般廃棄物の処理)

第19条 土地又は建物の占有者(管理者を含む。以下「占有者」という。)は、当該土地又は建物から排出される家庭系一般廃棄物のうち生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分できるものは、自ら処分するよう努めなければならない。

2 占有者は、自ら処分できない家庭系一般廃棄物については、適正に分別し、保管する等市長が指示する方法に従って処理しなければならない。

3 占有者は、前項に規定するもののほか、臨時かつ多量の家庭系一般廃棄物を本市の処理施設で処理しようとするときは、その旨を市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(資源物の所有権等)

第20条 前条第2項の規定により市長が指示する方法に従って排出された資源物(再生利用を目的として分別して収集するものをいう。)の所有権は、市に帰属するものとする。

2 市又は市長が指定する事業者以外のものは、前項の資源物を収集し、又は運搬してはならない。

(事業系一般廃棄物の自己処理等)

第17条 事業者は、事業系一般廃棄物を自らの責任において生活環境の保全上支障のない方法により、適正に処理しなければならない。

2 事業者は、事業系一般廃棄物を自ら処理することが困難であるときは、その旨を市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(一般廃棄物の自己処理の基準)

第18条 占有者等は、自ら一般廃棄物の運搬又は処分等を行うときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第3条又は2に定める基準に準じて行わなければならない。

(多量の事業系一般廃棄物の処理等)

第19条 市長は、法第6条の2第5項の規定により必要があると認めるときは、多量の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対して、当該事業系一般廃棄物の減量化に関する計画の作成、当該事業系一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

(一般廃棄物搬入の申出等)

第20条 本市の処理施設に一般廃棄物を搬入しようとする占有者等又は一般廃棄物収集運搬業者は、当該一般廃棄物の搬入について、市長に申し出なければならない。

2 市長は、前項の規定による申出を受けた場合において、当該申出に係る一般廃棄物が別に定める分別の区分及び処理施設への搬入方法に従っていないと認めるとき、又は当該搬入しようとする一般廃棄物が当該申出の内容と異なると認めるときは、当該搬入を拒否することができる。

(排出禁止物)

第21条 事業者は、事業系一般廃棄物を自らの責任において生活環境の保全上支障のない方法により、適正に処理しなければならない。

2 事業者は、事業系一般廃棄物を自ら処理することが困難であるときは、その旨を市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(一般廃棄物の自己処理の基準)

第22条 占有者等は、自ら一般廃棄物の運搬又は処分等を行うときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第3条又は2に定める基準に準じて行わなければならない。

(多量の事業系一般廃棄物の処理等)

第23条 市長は、法第6条の2第5項の規定により必要があると認めるときは、多量の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対して、当該事業系一般廃棄物の減量化に関する計画の作成、当該事業系一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

(一般廃棄物搬入の申出等)

第24条 本市の処理施設に一般廃棄物を搬入しようとする占有者等又は一般廃棄物収集運搬業者は、当該一般廃棄物の搬入について、市長に申し出なければならない。

2 市長は、前項の規定による申出を受けた場合において、当該申出に係る一般廃棄物が別に定める分別の区分及び処理施設への搬入方法に従っていないと認めるとき、又は当該搬入しようとする一般廃棄物が当該申出の内容と異なると認めるときは、当該搬入を拒否することができる。

(排出禁止物)

第21条 占有者等は、法第6条の2第1項の規定により本市が行う一般廃棄物の処理に際して、次に掲げるものを排出してはならない。

- (1) 有害性物質を含むもの
- (2) 著しく悪臭を発するもの
- (3) 危険性のあるもの
- (4) 引火性のあるもの
- (5) 前各号に定めるもののほか、市の行う処理に支障を及ぼすもの

2 占有者等は、前項各号に掲げる一般廃棄物を処理しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(適正処理困難物の指定等)

第22条 市長は、一般廃棄物のうちから、本市が適正に処理することが困難であるものを適正処理困難物として指定することができる。

2 市長は、前項の指定をしたときは、これを公示するものとする。

3 市長は、適正処理困難物になる前の製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者に対して、自らの責任でその回収等の措置をとるよう要請することができる。

(一般廃棄物等処理手数料)

第23条 一般廃棄物の処理についての手数料は、別表のとおりとする。

2 前項の手数料の徴収について必要な事項は、市長が別に定める。

3 市長は、天災その他特別の事情があると認めたときは、第1項の手数料を減免することができる。

第5章 地域の清潔の保持

(公共の場所の清潔の保持)

第24条 何人も、公園、広場、キャンプ場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

2 前項に規定する公共の場所の管理者は、当該管理する場所の清潔を

第25条 占有者等は、法第6条の2第1項の規定により市が行う一般廃棄物の処理に際して、次に掲げるものを排出してはならない。

- (1) 有害性物質を含むもの
- (2) 著しく悪臭を発するもの
- (3) 危険性のあるもの
- (4) 引火性のあるもの
- (5) 前各号に定めるもののほか、市の行う処理に支障を及ぼすもの

2 占有者等は、前項各号に掲げる一般廃棄物を処理しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(適正処理困難物の指定等)

第26条 市長は、一般廃棄物のうちから、市が適正に処理することが困難であるものを適正処理困難物として指定することができる。

2 市長は、前項の指定をしたときは、これを公示するものとする。

3 市長は、適正処理困難物になる前の製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者に対して、自らの責任でその回収等の措置をとるよう要請することができる。

(一般廃棄物等処理手数料)

第27条 一般廃棄物の処理についての手数料は、別表のとおりとする。

2 前項の手数料の徴収について必要な事項は、市長が別に定める。

3 市長は、天災その他特別の事情があると認めたときは、第1項の手数料を減免することができる。

第5章 地域の清潔の保持

(公共の場所の清潔の保持)

第28条 何人も、公園、広場、キャンプ場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

2 前項に規定する公共の場所の管理者は、当該管理する場所の清潔を

保つように努めなければならない。

(土地等の管理)

第25条 占有者等は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保持するとともに、みだりに廃棄物が捨てられることのないよう適正な管理に努めなければならない。

第6章 一般廃棄物処理業等の許可等

(一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可)

第26条 法第7条第1項若しくは第6項の規定による許可を受けようとする者、同条第2項若しくは第7項の規定による許可の更新を受けようとする者、法第7条の2第1項の規定による事業の範囲の変更の許可を受けようとする者又は浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定による許可を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請に対し許可したときは、その者(以下「許可業者」という。)に許可証を交付するものとする。
- 3 許可業者が当該許可証を紛失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を市長に届け出て許可証の再交付を受けなければならない。

(許可等申請手数料)

第27条 前条第1項に規定する許可、許可の更新若しくは変更又は同条第3項に規定する許可証の再交付を受けようとする者は、申請の際、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

- (1) 許可申請手数料 1件につき 6,000円
 - (2) 許可更新申請手数料 1件につき 6,000円
 - (3) 許可変更申請手数料 1件につき 6,000円
 - (4) 許可証の再交付申請手数料 1件につき 1,200円
- 2 既納の手数料は、還付しない。

保つように努めなければならない。

(土地等の管理)

第29条 占有者等は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保持するとともに、みだりに廃棄物が捨てられることのないよう適正な管理に努めなければならない。

第6章 一般廃棄物処理業等の許可等

(一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可)

第30条 法第7条第1項若しくは第6項の規定による許可を受けようとする者、同条第2項若しくは第7項の規定による許可の更新を受けようとする者、法第7条の2第1項の規定による事業の範囲の変更の許可を受けようとする者又は浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定による許可を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請に対し許可したときは、その者(以下「許可業者」という。)に許可証を交付するものとする。
- 3 許可業者が当該許可証を紛失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を市長に届け出て許可証の再交付を受けなければならない。

(許可等申請手数料)

第31条 前条第1項に規定する許可、許可の更新若しくは変更又は同条第3項に規定する許可証の再交付を受けようとする者は、申請の際、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

- (1) 許可申請手数料 1件につき 6,000円
 - (2) 許可更新申請手数料 1件につき 6,000円
 - (3) 許可変更申請手数料 1件につき 6,000円
 - (4) 許可証の再交付申請手数料 1件につき 1,200円
- 2 既納の手数料は、還付しない。

(許可の取消し)

第28条 市長は、許可業者が法及び浄化槽法又はこの条例に違反したときは、第26条の許可を取り消すことができる。

第7章 雜則

(報告の徴収)

第29条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、占有者等その他必要と認める者に対し、廃棄物の減量化及び適正処理並びに地域の清潔の保持等に関し、必要な報告を求めることができる。

(立入調査等)

第30条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量化及び適正処理並びに地域の清潔の保持等に関し、必要な調査又は検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し関係者にそれを提示しなければならない。

(指導及び勧告)

第31条 市長は、第16条第2項若しくは第3項、第17条第2項、第19条又は第21条第2項の規定による指示に従わない者に対し必要な指導を行い、期限を定めて、改善その他必要な措置を講じるよう勧告することができる。

(公表)

第32条 市長は、前条の規定により勧告を受けた者が、当該勧告に従わなかった場合は、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表されるべき者にその理由を通知し、弁明の機会を与えなけれ

(許可の取消し)

第32条 市長は、許可業者が法及び浄化槽法又はこの条例に違反したときは、第30条の許可を取り消すことができる。

第7章 雜則

(報告の徴収)

第33条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、占有者等その他必要と認める者に対し、廃棄物の減量化及び適正処理並びに地域の清潔の保持等に関し、必要な報告を求めることができる。

(立入調査等)

第34条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量化及び適正処理並びに地域の清潔の保持等に関し、必要な調査又は検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し関係者にそれを提示しなければならない。

(指導及び勧告)

第35条 市長は、第19条第2項若しくは第3項、第21条第2項、第23条又は第25条第2項の規定による指示に従わない者に対し必要な指導を行い、期限を定めて、改善その他必要な措置を講じるよう勧告することができる。

(公表)

第36条 市長は、前条の規定により勧告を受けた者が、当該勧告に従わなかった場合は、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表されるべき者にその理由を通知し、弁明の機会を与えなけれ

ばならない。

(受入拒否)

第33条 市長は、第19条の規定による指示に従わぬことにより第31条に規定する勧告を受けた者が、前条第1項の規定による公表された後において、なお、当該勧告に係る措置を講じないときは、当該占有者等が排出する一般廃棄物の本市の処理施設への受入れを拒否することができる。

(技術管理者)

第34条 宮津市が設置する一般廃棄物処理施設(一般廃棄物の最終処分場を除く。)に置く技術管理者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第17条第1項に定める資格を有する者でなければならない。

(委任)

第35条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

別表 (第23条関係)

一般廃棄物処理手数料

種別	区分	手数料
ごみ 類	燃やすごみ用 袋 15リットル相当の容量 のもの	1袋につき 15円
	30リットル相当の容量 のもの	1袋につき 30円

ばならない。

(受入拒否)

第37条 市長は、第23条の規定による指示に従わぬことにより第35条に規定する勧告を受けた者が、前条第1項の規定による公表された後において、なお、当該勧告に係る措置を講じないときは、当該占有者等が排出する一般廃棄物の本市の処理施設への受入れを拒否することができる。

(技術管理者)

第38条 市が設置する一般廃棄物処理施設(一般廃棄物の最終処分場を除く。)に置く技術管理者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第17条第1項に定める資格を有する者でなければならない。

(委任)

第39条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定(ごみ類の部大型ごみの項を削る部分に限る。)は、令和5年10月1日から施行する。

別表 (第27条関係)

一般廃棄物処理手数料

種別	区分	手数料
ごみ 類	燃やすごみ用 袋 15リットル相当の容量 のもの	1袋につき 15円
	30リットル相当の容量 のもの	1袋につき 30円

	45リットル相当の容量 のもの	1袋につき 45円
燃やさないご み用袋	15リットル相当の容量 のもの	1袋につき 15円
	30リットル相当の容量 のもの	1袋につき 30円
	45リットル相当の容量 のもの	1袋につき 45円
大型ごみ（一般廃棄物のうち市長が別 に定めるもの）	4,000円以内で規則で定める 額	
市の指定する処理施設に搬入する一 般廃棄物（大型ごみを除く。）	1回につき50キログラムま でごとに 500円	
し尿	1回につき18リットルまでごとに213円	

備考 「燃やすごみ用袋」及び「燃やさないごみ用袋」とは、一般廃棄物を収納するごみ袋で、市長が指定するものをいう。

	45リットル相当の容量 のもの	1袋につき 45円
燃やさないご み用袋	15リットル相当の容量 のもの	1袋につき 15円
	30リットル相当の容量 のもの	1袋につき 30円
	45リットル相当の容量 のもの	1袋につき 45円
(削る)	(削る)	
市の指定する処理施設に搬入する一 般廃棄物（大型ごみを除く。）	1回につき50キログラムま でごとに 500円	
し尿	1回につき18リットルまでごとに213円	

備考 「燃やすごみ用袋」及び「燃やさないごみ用袋」とは、一般廃棄物を収納するごみ袋で、市長が指定するものをいう。

議案参考資料
令和5年3月定例会

議第30号	宮津市国民健康保険税条例の一部改正について	区分	条例の改正
-------	-----------------------	----	-------

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

京都府から令和5年度分の医療費及び被保険者数の見通し等に基づく「市町村標準保険税率」が示されたことから、国民健康保険税の税率等の規定について所要の改正を行うもの。

◆提案の概要

市町村標準保険税率に基づく国民健康保険税率等の改定

R4					R5				
区分	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	
医療分	5.5%	28.7%	23,600円	16,000円	5.0%	26.8%	23,700円	15,500円	
後期分	2.2%	11.3%	9,300円	6,300円	2.4%	12.4%	10,900円	7,200円	
介護分	2.3%	16.0%	12,000円	6,100円	2.2%	16.9%	12,300円	6,200円	
計	10.0%	56.0%	44,900円	28,400円	9.6%	56.1%	46,900円	28,900円	



R4比 -0.4% +0.1% +2,000円 +500円

【参考】 都道府県単位化前		H29決算	H30決算	R1決算	R2決算	R3決算	R4当初	R5当初	前年度比
平均保険税額	93,650円	75,634円	85,721円	86,193円					
1人当たり					81,011円	86,758円	91,962円	+5,204円	

◆施行日

令和5年4月1日

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト	—
テーマ別戦略	—

※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

【政策等の背景・提案までの経過】

- 平成30年4月 国民健康保険制度の都道府県単位化開始
- 令和5年1月 京都府から令和5年度分国保事業費納付金、市町村標準保険税率の本算定結果の提示・公表
- 令和5年2月 宮津市国民健康保険運営協議会に諮問・答申

【市民参加の状況】

宮津市国民健康保険運営協議会に諮問

【政策等の効果及び費用】

■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 千円

【他の自治体の類似する政策との比較】

担当課・係	添付資料
税務・国保課 国保年金係 (45-1616)	<ul style="list-style-type: none"> 市町村標準保険税率に基づく宮津市国民健康保険税率の改定推移 新旧対照表

■ 市町村標準保険税率に基づく宮津市国民健康保険税率の改定推移

区分	都道府県単位化前(H29)				H30				R1			
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
医療分	7.3%	29.0%	24,500円	21,500円	4.9%	25.0%	20,600円	14,600円	5.5%	30.4%	24,200円	17,200円
後期分	2.5%	5.4%	8,000円	5,900円	2.1%	10.4%	8,600円	6,100円	2.1%	11.4%	9,100円	6,500円
介護分	2.7%	9.3%	10,000円	7,800円	1.7%	12.4%	8,900円	4,600円	1.9%	14.6%	10,400円	5,500円
計	12.5%	43.7%	42,500円	35,200円	8.7%	47.8%	38,100円	25,300円	9.5%	56.4%	43,700円	29,200円

前年度比 ▲3.8% +4.1% ▲4,400円 ▲9,900円 +0.8% +8.6% +5,600円 +3,900円

R2				R3				R4				R5			
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
5.6%	28.4%	24,000円	17,100円	4.9%	25.6%	21,100円	14,800円	5.5%	28.7%	23,600円	16,000円	5.0%	26.8%	23,700円	15,500円
2.2%	11.0%	9,300円	6,600円	2.3%	11.4%	9,400円	6,600円	2.2%	11.3%	9,300円	6,300円	2.4%	12.4%	10,900円	7,200円
2.2%	13.9%	11,100円	5,600円	2.0%	15.8%	11,300円	5,700円	2.3%	16.0%	12,000円	6,100円	2.2%	16.9%	12,300円	6,200円
10.0%	53.3%	44,400円	29,300円	9.2%	52.8%	41,800円	27,100円	10.0%	56.0%	44,900円	28,400円	9.6%	56.1%	46,900円	28,900円

+0.5% ▲3.1% +700円 +100円 ▲0.8% ▲0.5% ▲2,600円 ▲2,200円 +0.8% +3.2% +3,100円 +1,300円 -0.4% +0.1% +2,000円 +500円

宮津市国民健康保険税条例（昭和29年条例第18号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の<u>5.5</u>を乗じて算定する。</p>	<p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の<u>5.0</u>を乗じて算定する。</p>
<p>2 （略）</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の資産割額）</p> <p>第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額（以下（「固定資産税額等」という。）に100分の<u>28.7</u>を乗じて算定する。</p>	<p>2 （略）</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の資産割額）</p> <p>第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額（以下（「固定資産税額等」という。）に100分の<u>26.8</u>を乗じて算定する。</p>
<p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>23,600円</u>とする。</p>	<p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>23,700円</u>とする。</p>
<p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>（1）特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の</p>	<p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>（1）特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の</p>

規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。) と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。）以外の世帯 16,000円

(2) 特定世帯 8,000円

(3) 特定継続世帯 12,000円

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.2を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額）

第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額等に100分の11.3を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険

規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。) と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。）以外の世帯 15,500円

(2) 特定世帯 7,750円

(3) 特定継続世帯 11,625円

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.4を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額）

第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額等に100分の12.4を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険

者均等割額)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について9,300円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,300円

(2) 特定世帯 3,150円

(3) 特定継続世帯 4,725円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.3を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る資産割額)

第9条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額等に100分の16を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について12,000円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6,100円

者均等割額)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について10,900円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,200円

(2) 特定世帯 3,600円

(3) 特定継続世帯 5,400円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.2を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る資産割額)

第9条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額等に100分の16.9を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について12,300円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6,200円

とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次に掲げる納稅義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が200,000円を超える場合には、200,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が430,000円（納稅義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が600,0

とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次に掲げる納稅義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が200,000円を超える場合には、200,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が430,000円（納稅義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が600,0

00円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る国民健康保険税の納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 16,520円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 11,200円

(イ) 特定世帯 5,600円

(ウ) 特定継続世帯 8,400円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,510円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,410円

00円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る国民健康保険税の納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 16,590円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,850円

(イ) 特定世帯 5,425円

(ウ) 特定継続世帯 8,138円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 7,630円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,040円

(イ) 特定世帯 2,205円

(ウ) 特定継続世帯 3,308円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 8,400円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,270円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る国民健康保険税の納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 11,800円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 8,000円

(イ) 特定世帯 4,000円

(ウ) 特定継続世帯 6,000円

(イ) 特定世帯 2,520円

(ウ) 特定継続世帯 3,780円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 8,610円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,340円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る国民健康保険税の納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 11,850円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,750円

(イ) 特定世帯 3,875円

(ウ) 特定継続世帯 5,813円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,650円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,150円

(イ) 特定世帯 1,575円

(ウ) 特定継続世帯 2,363円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 6,000円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,050円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき520,000円を加算した金額を超えない世帯に係る国民健康保険税の納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 5,450円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,600円

(イ) 特定世帯 1,800円

(ウ) 特定継続世帯 2,700円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 6,150円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,100円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき520,000円を加算した金額を超えない世帯に係る国民健康保険税の納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額

(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,720円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,200円

(イ) 特定世帯 1,600円

(ウ) 特定継続世帯 2,400円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,860円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,260円

(イ) 特定世帯 630円

(ウ) 特定継続世帯 945円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 2,400円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,220円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後

(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,740円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,100円

(イ) 特定世帯 1,550円

(ウ) 特定継続世帯 2,325円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 2,180円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,440円

(イ) 特定世帯 720円

(ウ) 特定継続世帯 1,080円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 2,460円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,240円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後

の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 20,060円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 17,700円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 14,160円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 11,800円

- (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 7,905円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 6,975円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 5,580円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,650円

の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 20,145円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 17,775円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 14,220円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 11,850円

- (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 9,265円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 8,175円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 6,540円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,450円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の宮津市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案参考資料
令和5年3月定例会

議第31号

宮津市国民健康保険条例の一部改正について

区分

条例の改正

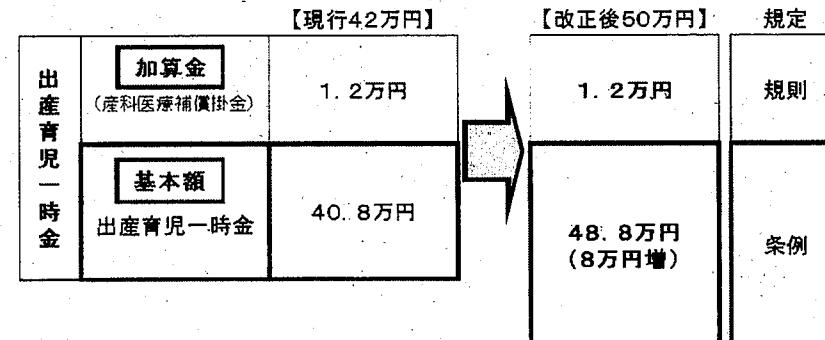
【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

厚生労働省社会保障審議会医療保険部会において、「出産育児一時金の額を50万円に引き上げるべき」とされたことを踏まえ、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和5年4月1日に施行されることから、本条例の出産育児一時金について所要の改正を行うもの。

◆提案の概要

産科医療補償制度の加算対象となる出産育児一時金の支給額について、総額50万円（48.8万円+加算額1.2万円）とするもの。



◆負担割合

一般会計 2/3 (地方交付税措置)
国民健康保険特別会計 1/3

◆施行日

令和5年4月1日

◆適用区分

令和5年4月1日以降の出産

【政策等の背景・提案までの経過】

・令和4年12月15日

社会保障審議会医療保険部会において
「出産育児一時金の額を50万円に引き
上げるべき」とされた。

・令和5年2月1日

健康保険法施行令等の一部を改正する政
令公布（令和5年政令第23号）

●出産育児一時金の推移

	支給額	内 訳		備 考
		基本額	加算金 (産科医療補償掛金加算)	
H21年1月～H21年9月	38万円	35万円	3万円	H21年1月～ 産科医療補償制度開始
H21年10月～H26年12月	42万円	39万円	3万円	直接支払制度の導入
H27年1月～R3年12月	42万円	40.4万円	1.6万円	原則42万円
R4年1月～R5年3月	42万円	40.8万円	1.2万円	産科医療補償制度の見直し
R5年4月～	50万円	48.8万円	1.2万円	

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

出産育児一時金の基本額引き上げに伴う妊産婦の負担軽減

(R5当初)

■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 550千円

(11人予定)

【他の自治体の類似する政策との比較】

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト

—

テーマ別戦略

—

※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

担当課・係

添付資料

税務・国保課国保年金係 (45-1616)

・新旧対照表

宮津市国民健康保険条例の一部改正について

新 旧 対 照 表	
現 行	改 正 案
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>408,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>488,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p>
	<p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p><u>(適用区分)</u></p> <p>2 改正後の第7条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。</p>

議案参考資料 令和5年3月定例会	議第32号	宮津市保育所条例の一部改正について	区分	条例の改正			
【提案の概要】		【政策等の背景・提案までの経過】					
◆提案の趣旨・目的 令和3年度から休止中の宮津市立上宮津保育所について、地区児童数の減少及び施設の老朽化のため令和4年度末をもって廃止するもの。		・平成18年4月 宮津保育所を民設民営化（現、亀ヶ丘保育園） ・平成20年4月 吉津保育所を民設民営化（現、吉津子ども園） ・平成24年4月 府中保育所を民設民営化（現、府中子ども園） ・令和3年3月 日ヶ谷保育所を廃止 ・令和3年4月 上宮津保育所を休止					
◆提案の概要 ○宮津市立上宮津保育所を廃止 廃止年月日 令和5年3月31日 ○廃止後の施設について 地元若しくは民間等への譲渡等を予定		【市民参加の状況】					
〈宮津市立上宮津保育所の沿革〉 認可 昭和27年設置 建築 昭和43年（築54年経過）木造平屋建558m ² 入所定員 20人 〈入所児童数の推移〉 平成元年 70人 平成10年 26人 令和2年 9人 令和3年度から休止中		・令和4年11月 上宮津地区各自治会長との協議 ・令和4年12月 上宮津地区住民説明会 ・令和5年1月 上宮津地区各自治会から地区住民への意向確認 ・令和5年2月 上宮津自治連合会から保育所廃止の同意回答					
◆施行日 令和5年4月1日		【政策等の効果及び費用】 ■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 千円					
【第7次宮津市総合計画との整合】		【他の自治体の類似する政策との比較】					
重点プロジェクト	若者が住みたいまちづくりプロジェクト						
テーマ別戦略	住みたい、住み続けたいまちづくり						
・第2期宮津市子ども・子育て支援事業計画 ・宮津市公共施設再編方針書		担当課・係	添付資料				
		社会福祉課 子育て支援係 (45-1621)	・新旧対照表				

宮津市保育所条例（昭和33年条例第3号）新旧対照表

現行			改正後（案）		
(名称、位置及び定員)			(名称、位置及び定員)		
第2条 保育所の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。			第2条 保育所の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
宮津市立上宮津保育所	宮津市字小田226番地 の6	20人	宮津市立養老保育所	宮津市字岩ヶ鼻11番地 の6	45人
宮津市立日置保育所	宮津市字日置1251番地	20人	宮津市立日置保育所	宮津市字日置1251番地	20人

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案参考資料 令和5年3月定例会	議第33号	宮津市子ども・子育て会議条例等の一部改正について	区分	条例の改正			
【提案の概要】		【政策等の背景・提案までの経過】					
◆提案の趣旨・目的 子ども・子育て支援法の改正に伴い、関係条例の所要の改正を行うもの。		令和4年6月22日 こども家庭府設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）公布 ※子ども・子育て支援法の一部改正					
◆提案の概要 1 宮津市子ども・子育て会議条例の一部改正（第1条） 引用条項の変更（第1条及び第2条） 子ども・子育て支援法第77条第1項→同法第72条第1項		【市民参加の状況】					
2 宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正（第2条） 引用条項の変更 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号→同法第19条第2号		【政策等の効果及び費用】					
3 宮津市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正（第3条） 引用条項の変更 子ども・子育て支援法第87条→同法第82条		■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 千円					
◆施行日 令和5年4月1日		【他の自治体の類似する政策との比較】					
【第7次宮津市総合計画との整合】							
重点プロジェクト	若者が住みたいまちづくりプロジェクト						
テーマ別戦略	住みたい、住み続けたいまちづくり						
※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載 ・第2期宮津市子ども・子育て支援事業計画		担当課・係	添付資料				
		社会福祉課 子育て支援係 (45-1621)	・新旧対照表				

【第1条関係】宮津市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第31号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第77条第1項</u>の規定に基づき、宮津市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第72条第1項</u>の規定に基づき、宮津市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。</p>
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 子ども・子育て会議は、法<u>第77条第1項各号</u>に掲げる事務を処理する。</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 子ども・子育て会議は、法<u>第72条第1項各号</u>に掲げる事務を処理する。</p>

【第2条関係】宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第22号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準)</p> <p>第3条 本市に住所を有し、かつ、法第19条第1項第2号に該当する教育・保育給付認定子どもも（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある教育・保育給付認定子どもも（法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育を受ける者を除く。）が、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が57,700円（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円）以上169,000円未満である教育・保育認定保護者の18歳未満の子どもも（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。）のうち、当該最年長の子どもから3人目以降に該当する場合は、当該子どもに係る食事の提供に要する費用（副食費に限る。）は、無料とする。</p>	<p>(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準)</p> <p>第3条 本市に住所を有し、かつ、法第19条第2号に該当する教育・保育給付認定子どもも（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある教育・保育給付認定子どもも（法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育を受ける者を除く。）が、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が57,700円（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円）以上169,000円未満である教育・保育認定保護者の18歳未満の子どもも（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。）のうち、当該最年長の子どもから3人目以降に該当する場合は、当該子どもに係る食事の提供に要する費用（副食費に限る。）は、無料とする。</p>

【第3条関係】宮津市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（平成27年条例第15号）新旧対照表

現行	改正後（案）
(趣旨) 第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律65号。以下「法」という。） <u>第87条</u> の規定に基づき、過料を科することについて必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。） <u>第82条</u> の規定に基づき、過料を科することについて必要な事項を定めるものとする。

【附則関係】

現行	改正後（案）
	<p><u>附 則</u> この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p>

議案参考資料

令和5年3月定例会

議第34号

宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について

区分

条例の改正

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

○市立保育所給食費（3歳児以上）については、徴収開始時から民間施設と差があり、その差額（月額1,000円）を市が補てんしてきた状況であり、今般、施設間の格差を是正することとしたもの。加えて、急激な物価高騰により給食食材費の高騰が深刻化する中であっても、必要な栄養価や量などの質を保った給食を提供する必要があるため、市立保育所給食費を改定するもの。

○子ども・子育て支援法の改正に伴い、本条例の所要の改正を行うもの。

◆提案の概要

○市立保育所給食費の改定（第5条第1項）

現行：月額5,000円（主食費500円、副食費4,500円）

改定：月額6,500円（主食費500円、副食費6,000円）

※保護者負担額の急増を緩和するため、令和5年度については、児童1人当たり月額500円を市が支援することとし、実質徴収額を月額6,000円とする。

○引用条項の変更

(第3条第1項第1号から第3号まで、第5条第1項)

子ども・子育て支援法第19条第1項第1号→同法第19条第1号

子ども・子育て支援法第19条第1項第2号→同法第19条第2号

子ども・子育て支援法第19条第1項第3号→同法第19条第3号

◆施行日

令和5年4月1日

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト	若者が住みたいまちづくりプロジェクト		
テーマ別戦略	住みたい、住み続けたいまちづくり		
・第2期宮津市子ども・子育て支援事業計画		担当課・係 社会福祉課 子育て支援係 (45-1621)	添付資料 ・新旧対照表

宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年条例第14号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(利用者負担の額)</p> <p>第3条 利用者負担として、法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号又は第30条第2項各号に規定する政令で定める額を限度として市が定める額又は法附則第6条第4項の特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて定める額は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 法第19条第1項第1号に該当する教育・保育給付認定子ども 0 円</p> <p>(2) 法第19条第1項第2号に該当する教育・保育給付認定子ども（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある教育・保育給付認定子ども（法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育を受ける者を除く。次号及び第5条において「特定満3歳以上保育認定子ども」という。）を除く。） 0円</p> <p>(3) 法第19条第1項第3号に該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを含む。） 別表第1の区分により定めた額。ただし、利用者負担の額が、法第27条第3項第1号、第28条第2項各号、第29条第3項第1号又は第30条第2項各号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額を超える場合にあっては、当該費用の額を利用者負担の額とする。</p>	<p>(利用者負担の額)</p> <p>第3条 利用者負担として、法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号又は第30条第2項各号に規定する政令で定める額を限度として市が定める額又は法附則第6条第4項の特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて定める額は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 法第19条第1号に該当する教育・保育給付認定子ども 0 円</p> <p>(2) 法第19条第2号に該当する教育・保育給付認定子ども（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある教育・保育給付認定子ども（法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育を受ける者を除く。次号及び第5条において「特定満3歳以上保育認定子ども」という。）を除く。） 0円</p> <p>(3) 法第19条第3号に該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを含む。） 別表第1の区分により定めた額。ただし、利用者負担の額が、法第27条第3項第1号、第28条第2項各号、第29条第3項第1号又は第30条第2項各号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額を超える場合にあっては、当該費用の額を利用者負担の額とする。</p>
2 (略)	2 (略)

(給食費の徴収)

第5条 市長は、市立保育所において保育を受けた子ども（法第19条第1項第2号に該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）に限る。）の教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者から、保育において提供される便宜に要する費用のうち、食事の提供に要する費用（以下「給食費」という。）として、月額5,000円（主食費を500円とし、副食費を4,500円とする。）を徴収するものとする。ただし、規則で定めるところにより、給食費の額の精算及び調整を行うことができる。

2 (略)

附 則

1～4 (略)

(給食費の徴収)

第5条 市長は、市立保育所において保育を受けた子ども（法第19条第2号に該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）に限る。）の教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者から、保育において提供される便宜に要する費用のうち、食事の提供に要する費用（以下「給食費」という。）として、月額6,500円（主食費を500円とし、副食費を6,000円とする。）を徴収するものとする。ただし、規則で定めるところにより、給食費の額の精算及び調整を行うことができる。

2 (略)

附 則

1～4 (略)

5 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間、第5条第1項の規定にかかわらず、給食費は月額6,000円とし、副食費は5,500円とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第5条第1項及び附則第5項の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る給食費について適用し、同日前の利用に係る給食費については、なお従前の例による。

議案参考資料

令和5年3月定例会

議第35号

宮津市企業立地拡充促進条例の一部改正について

区分

条例の改正

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

企業の立地及び事業規模の拡充を促進し、産業振興及び新たな雇用の創出を図るため、対象業種、適用範囲の拡大等について、所要の改正を行うもの

◆提案の概要

- 1 対象となる事業所の拡大
 - ・製造業に属する事業に類する事業、道路貨物運送業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業を追加
- 2 適用範囲の拡大
 - ・誘致に係る京都府の補助金の交付の対象となる事業所を追加
- 3 雇用促進奨励金の見直し
 - ・本市に住所を有する正規従業員のうち障害者に対する奨励金を加算
 - ・本市に住所を有する非正規従業員に対する奨励金を削除
- 4 便宜の供与
 - ・工場等の新增設に係る情報及び資料の提供、従業員の確保に関する協力等の便宜を供与

◆施行日

令和5年4月1日

【政策等の背景・提案までの経過】

- ・S63.12 宮津市企業立地拡充促進条例の制定
- ・H22.9 宮津市企業立地拡充促進条例の一部改正
対象業種、対象要件の拡大
立地促進奨励金、雇用促進奨励金の増額
- ・H24.4 宮津市企業立地拡充促進条例の一部改正
対象業種の見直し

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

企業立地を一層促進（支援）し、雇用機会の拡充が図られる。

■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 千円

【他の自治体の類似する政策との比較】

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト

テーマ別戦略

地域経済力が高まるまちづくり

※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

担当課・係

添付資料

商工観光課 商工係 (45-1663)

・新旧対照表

宮津市企業立地拡充促進条例（昭和63年条例第18号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（定義）	（定義）
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
（1）事業所 製造業_____、情報関連産業_____若しくは自然科学研究所の事業の用に供する施設又は余暇利用施設をいう。	（1）事業所 製造業、製造業に属する事業に類する事業、情報関連産業、道路貨物運送業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業、宿泊業若しくは自然科学研究所の事業の用に供する施設又は余暇利用施設をいう。
（2）～（4）（略）	（2）～（4）（略）
（5）非正規従業員 正規従業員以外の従業員（雇用保険の被保険者である者に限る。）をいう。	（5）削る
（6）（略）	（5）（略）
（適用範囲）	（適用範囲）
第3条 この条例の規定は、事業所の誘致に係る京都府の補助金の交付の対象となる事業所以外の事業所の新設等について適用する。	第3条 削る
（対象事業者）	（対象事業者）
第4条 第6条に規定する奨励金の交付の対象となる事業者は、事業所の新設等に係る投下固定資産総額が2,500万円以上であって、操業開始日	第3条 第5条に規定する奨励金の交付の対象となる事業者は、事業所の新設等に係る投下固定資産総額が2,500万円以上であって、操業開始日

において当該事業所で正規従業員を新たに3人以上雇用する者で、かつ、その雇用水準を引き続き維持することが確実と見込まれる計画を有するものとする。

(適用事業者の指定)

第5条 (略)

(奨励金)

第6条 (略)

2 立地促進奨励金の額は、事業所の新設等に係る投下固定資産総額に100分の10を乗じて得た額（その額に10万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、3,000万円を限度とする。

3 雇用促進奨励金の額は、操業開始日から起算して3年を経過する日の属する年度の末日までの間において、新たに雇用された従業員のうち本市に住所を有する者について、規則で定める従業員の数に、

において当該事業所で正規従業員を新たに3人以上雇用する者で、かつ、その雇用水準を引き続き維持することが確実と見込まれる計画を有するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、宿泊業にあっては、事業所の新設等に係る投下固定資産総額が2,500万円以上であって、操業開始日において当該事業所で正規従業員を新たに3人以上雇用する計画を有する者で、かつ、その雇用水準を引き続き維持することが確実と見込まれる計画を有するものを対象とする。

(適用事業者の指定)

第4条 (略)

(奨励金)

第5条 (略)

2 立地促進奨励金の額は、事業所の新設等に係る投下固定資産総額に100分の10を乗じて得た額（その額に10万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、3,000万円を限度とする。ただし、事業所の誘致に係る京都府の補助金の交付の対象となる事業所は、事業所の新設等に係る投下固定資産総額に100分の5を乗じて得た額（その額に10万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

3 雇用促進奨励金の額は、操業開始日から起算して3年を経過する日の属する年度の末日までの間において、新たに雇用された正規従業員のうち本市に住所を有する者について、規則で定める従業員の数に40

正規従業員にあっては40万円を、非正規従業員にあっては10万円をそれぞれ乗じて得た額の合計額とする。

(指定の変更承認)

第7条 指定事業者は、第5条の規定により市長から受けた指定の内容を変更しようとするときは、市長に届け出て、その承認を受けなければならない。

(指定の取消し等)

第8条 (略)

(報告及び調査)

第9条 市長は、第5条の規定による指定を受けようとする事業者及び指定事業者に対し、必要な事項について報告を求め、又は調査することができる。

万円を乗じて得た額に当該従業員のうち障害者1人につき10万円を乗じて得た額を加算した額とする。

(指定の変更承認)

第6条 指定事業者は、第4条の規定により市長から受けた指定の内容を変更しようとするときは、市長に届け出て、その承認を受けなければならない。

(指定の取消し等)

第7条 (略)

(報告及び調査)

第8条 市長は、第4条の規定による指定を受けようとする事業者及び指定事業者に対し、必要な事項について報告を求め、又は調査することができる。

(便宜の供与)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、この条例に定めるものほか、次に掲げる便宜を供与することができる。

- (1) 工場等の新增設に係る情報及び資料の提供
- (2) 従業員の確保に関する協力
- (3) 円滑な操業を図るための調整及び協力
- (4) 工場等の新增設に係る用地の取得又は貸付及びその他関連施設の整備に係る調整及び協力
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の宮津市企業立地拡充促進条例の規定は、この条例の施行の日以後の固定資産の取得について適用し、同日前の固定資産の取得については、なお従前の例による。

議案参考資料
令和5年3月定例会

議第36号	宮津市水産加工販売施設条例の廃止について	区分	条例の廃止
【提案の概要】		【政策等の背景・提案までの経過】	
<p>◆提案の趣旨・目的 宮津市水産加工販売施設は、水産物の6次産業化の推進を図ることを目的として平成22年に設置、以降指定管理者制度による運営を行ってきたが、平成30年度以降休止としてきた中で、設置目的の役割を終えたと判断し、当該施設を廃止するもの。</p> <p>◆提案の概要 ・宮津市水産加工販売施設条例の廃止</p> <p>◆施行日 令和5年4月1日</p> <p>◆参考 ・宮津市水産加工販売施設</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・H22年3月 田井宮津ヨットハーバー内に宮津市水産加工販売施設竣工 ・H22年4月 指定管理者に田井自治会を指定 ・H30年4月 田井自治会の指定管理期間満了に伴い施設休止 ・R3年10月 田井宮津ヨットハーバーの新たな運営者に「株式会社にしがき」を決定 ※水産加工販売施設を除くエリアを貸付 ・R5年3月 水産加工販売施設の処分制限期間が満了 	
【所在地】 宮津市字田井277番地の1		【市民参加の状況】 ・現在施設は休止中	
<p>【施設の構成等】 建築年 平成21年、経過年数12年 構造 鋼板ユニットパネル組立造 延べ床面積 124.80m²</p> <p>【現在の管理状況】 休止</p>		【政策等の効果及び費用】 ・ヨットハーバーの柔軟な活用を可能とする。	
【第7次宮津市総合計画との整合】		<p>■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 千円</p> <p>【他の自治体の類似する政策との比較】</p>	
重点プロジェクト	—		
テーマ別戦略	—		
※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載 ・宮津市公共施設再編方針書		担当課・係	添付資料
		農林水産課・農林水産係(45-1626)	

議案参考資料
令和5年3月定例会

議第37号

宮津市公共下水道使用料条例の一部改正について

区分

条例の改正

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

公共下水道事業の健全な経営を図るため、公共下水道使用料金の改定を行うもの。

◆提案の概要

公共下水道使用料の改定（平均25%の増額改定）

(税抜)

区分	改定前	改定後	差額
基本料金(10m ³ まで)	1,286円	1,641円	+355円/m ³
11m ³ ～ 20m ³	157円/m ³	195円/m ³	+38円/m ³
21m ³ ～ 30m ³	184円/m ³	228円/m ³	+44円/m ³
31m ³ ～ 50m ³	200円/m ³	248円/m ³	+48円/m ³
51m ³ ～ 100m ³	229円/m ³	284円/m ³	+55円/m ³
101m ³ ～ 500m ³	257円/m ³	319円/m ³	+62円/m ³
501m ³ ～ 1,500m ³	285円/m ³	353円/m ³	+68円/m ³
1,501m ³ ～	313円/m ³	388円/m ³	+75円/m ³

【政策等の背景・提案までの経過】

- ・平成29年3月 宮津市下水道事業経営戦略策定
 - ・令和2年4月 宮津市下水道事業に公営企業会計を適用
 - ・令和4年3月 宮津市下水道事業経営戦略の一部見直し
 - ・令和4年5月～ 宮津市公共下水道使用料金等審議会
 - ・令和4年12月 宮津市公共下水道使用料金等審議会答申
<宮津市公共下水道使用料金等審議会の答申内容（一部抜粋）>
- 現在の下水道事業の経営状況及び財政収支見込を踏まえると、下水道使用料金の見直しはやむを得ない。

- 令和5年度から令和9年度までの5年間とすること。
- 単年度の収益的収支の黒字化を図るなど、健全な経営が維持できる使用料金の改定率とすること。
- 最大限の経費削減に努め、可能な限り改定率の低減に努めること。
- 安定的な事業運営を行うため、現行の二部使用料制とすること。

【市民参加の状況】

令和4年度宮津市公共下水道使用料金等審議会で審議（全4回）

【政策等の効果及び費用】

<効果>

○安全で快適な下水道サービスの持続的・安定的な提供

<参考（税抜額）>

使用量 10m³の場合：1,286円/月 → 1,641円/月 (355円/月の増)
20m³の場合：2,856円/月 → 3,591円/月 (735円/月の増)
50m³の場合：8,696円/月 → 10,831円/月 (2,135円/月の増)

※4人世帯の一般的な使用量は20m³

◆施行日

令和5年8月1日

◆適用区分

令和5年10月分として徴収する使用料金から適用し、当該月前に徴収する使用料金については、なお従前の例による。

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト

一

【他の自治体の類似する政策との比較】

テーマ別戦略

安全・安心に生活でき、環境にやさしいまちづくり

担当課・係

添付資料

上下水道課 管理係 (45-1635)

・新旧対照表

※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

宮津市下水道事業経営戦略（平成29年度～令和8年度）

宮津市公共下水道使用料条例（平成4年条例第30号）新旧対照表

現行	改正後（案）																												
（用語の定義）	（用語の定義）																												
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。																												
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)																												
(3) 給水装置 宮津市水道事業給水条例（平成10年条例第23号。以下「給水条例」という。）第3条第1号に規定する装置をいう。	(3) 給水装置 宮津市水道事業給水条例（平成10年条例第23号_____）第3条第1号に規定する装置をいう。																												
(4)・(5) (略)	(4)・(5) (略)																												
別表（第5条関係）	別表（第5条関係）																												
宮津市公共下水道使用料	宮津市公共下水道使用料																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>基本使用料（月額）</th> <th>超過料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10立方メートルまで</td> <td>1,286円</td> </tr> <tr> <td>10立方メートルを超える1立方メートルにつき</td> <td>157円</td> </tr> <tr> <td>20立方メートルを超える1立方メートルにつき</td> <td>184円</td> </tr> <tr> <td>30立方メートルを超える1立方メートルにつき</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>50立方メートルを超える1立方メートルにつき</td> <td>229円</td> </tr> <tr> <td>100立方メートルを超える1立方メートルにつき</td> <td>257円</td> </tr> </tbody> </table>	基本使用料（月額）	超過料金	10立方メートルまで	1,286円	10立方メートルを超える1立方メートルにつき	157円	20立方メートルを超える1立方メートルにつき	184円	30立方メートルを超える1立方メートルにつき	200円	50立方メートルを超える1立方メートルにつき	229円	100立方メートルを超える1立方メートルにつき	257円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基本使用料（月額）</th> <th>超過料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10立方メートルまで</td> <td>1,641円</td> </tr> <tr> <td>10立方メートルを超える1立方メートルにつき</td> <td>195円</td> </tr> <tr> <td>20立方メートルを超える1立方メートルにつき</td> <td>228円</td> </tr> <tr> <td>30立方メートルを超える1立方メートルにつき</td> <td>248円</td> </tr> <tr> <td>50立方メートルを超える1立方メートルにつき</td> <td>284円</td> </tr> <tr> <td>100立方メートルを超える1立方メートルにつき</td> <td>319円</td> </tr> </tbody> </table>	基本使用料（月額）	超過料金	10立方メートルまで	1,641円	10立方メートルを超える1立方メートルにつき	195円	20立方メートルを超える1立方メートルにつき	228円	30立方メートルを超える1立方メートルにつき	248円	50立方メートルを超える1立方メートルにつき	284円	100立方メートルを超える1立方メートルにつき	319円
基本使用料（月額）	超過料金																												
10立方メートルまで	1,286円																												
10立方メートルを超える1立方メートルにつき	157円																												
20立方メートルを超える1立方メートルにつき	184円																												
30立方メートルを超える1立方メートルにつき	200円																												
50立方メートルを超える1立方メートルにつき	229円																												
100立方メートルを超える1立方メートルにつき	257円																												
基本使用料（月額）	超過料金																												
10立方メートルまで	1,641円																												
10立方メートルを超える1立方メートルにつき	195円																												
20立方メートルを超える1立方メートルにつき	228円																												
30立方メートルを超える1立方メートルにつき	248円																												
50立方メートルを超える1立方メートルにつき	284円																												
100立方メートルを超える1立方メートルにつき	319円																												

立方メートルにつき 500立方メートルを超える1	285円	立方メートルにつき 500立方メートルを超える1	353円
立方メートルにつき 1,500立方メートルを超える	313円	立方メートルにつき 1,500立方メートルを超える	388円
1立方メートルにつき		1立方メートルにつき	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年8月1日から施行する。
- 2 (適用区分)
改正後の別表の規定は、令和5年10月分として徴収すべき使用料金
から適用し、当該月分前の分として徴収すべき使用料金については、
なお従前の例による。

議案参考資料
令和5年3月定例会

議第38号

宮津市学校給食費徴収条例の一部改正について

区分

条例の改正

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

急激な物価高騰により給食食材費が高騰する中、必要な栄養価や量などの質を保った給食を提供するため、学校給食費の改正を行うもの。

◆提案の概要

児童、生徒、園児の保護者及び教職員等から徴収する学校給食費の年額を増額する。

- ・小学校 48,000円→51,600円 ・中学校 51,600円→55,200円
- ・幼稚園 33,600円→36,000円 ・教職員等 51,600円→58,800円

※保護者負担の増加を軽減するため、令和5年度については、給食費の増額分の一部を市が支援（小・中学校は2,400円、幼稚園は1,200円）することとし、令和5年度の学校給食費の額を次のとおりとする。

- ・小学校49,200円 中学校52,800円 幼稚園34,800円

◆施行日

- ・令和5年4月1日

○学校給食費の額の見直しと保護者支援

現行		改正後				
1食単価	月額	1食単価	月額			
小学校	250	4,000	270	4,300	20	300
中学校	290	4,300	315	4,600	25	300
幼稚園	180	2,800	195	3,000	15	200

改正後			支援後		
1食単価	月額	増加額	1食単価	月額	支援額
小学校	270	4,300	255	4,100	15 200
中学校	315	4,600	295	4,400	20 200
幼稚園	195	3,000	183	2,900	12 100

単位：円

【参考】

条例の改正にあわせ、学校給食費徴収条例施行規則を改正。

- ・1食当たり単価、月額等の改定

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト

—

テーマ別戦略

住みたい・住み続けたいまちづくり

※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

- ・第2期宮津市子ども・子育て支援事業計画
- ・宮津市教育大綱・教育振興基本計画

【政策等の背景・提案までの経過】

- R4.3: 京都府学校給食会の一般物資が8.6%高騰
- R4.4: 国がコロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」を策定
- R4.4~: 全国消費者物価指数(食料)が前年同月と比べ毎月上昇
4月: 4.0% 5月: 4.1% 6月: 3.7% 7月: 4.4% 8月: 4.4% 9月: 4.7% 10月: 6.2% 11月: 6.9%
- 宮津市学校給食賄材料物価平均高騰率: 12.2% (野菜含む) ※R4.6時点
- R4.10: 新米価格3年ぶり5%上昇
- R4.11: 給食用以外の牛乳の原乳価格、資材費、物流費等の高騰により、価格引き上げ(約11%上昇)
- R4.8: 2学期以降の給食費高騰支援の実施(8月補正)
→センター給食分: 賄食材費の追加 自校給食分: 賄材料費相当分を補助
- R4.12: 宮津市学校給食委員会食材調達部会を開催し、給食費の値上げを承認

【市民参加の状況】

学校給食費の単価の改正について、宮津市学校給食委員会食材調達部会において審議。

【政策等の効果及び費用】

急激な物価高騰の影響下にあっても学校給食において、必要な栄養価や量などの質を保った給食を提供することができる。

■予算措置しているものについては、その額を記載 R4当初 55,149千円

【他の自治体の類似する政策との比較】

・近隣自治体の値上げの状況

福知山市: 一律2円値上げ(令和4年4月)

綾部市: 10円から20円値上げ(令和4年度・一部の学校を除き小中学校)

担当課・係

学校教育課学校給食・施設係
(45-1662)

添付資料

・新旧対照表

宮津市学校給食費徴収条例（平成30年条例第14号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（学校給食費の額）</p> <p>第3条 学校給食費の額は、次に掲げるとおりとする。ただし、規則で定めるところにより、各号に定める額の精算及び調整を行うことができる。</p> <p>(1) 小学校児童の保護者 年額<u>48,000円</u></p> <p>(2) 中学校生徒の保護者 年額<u>51,600円</u></p> <p>(3) 幼稚園児の保護者 年額<u>33,600円</u></p> <p>(4) 小学校、中学校及び幼稚園の教職員等 年額<u>51,600円</u></p>	<p>（学校給食費の額）</p> <p>第3条 学校給食費の額は、次に掲げるとおりとする。ただし、規則で定めるところにより、各号に定める額の精算及び調整を行うことができる。</p> <p>(1) 小学校児童の保護者 年額<u>51,600円</u></p> <p>(2) 中学校生徒の保護者 年額<u>55,200円</u></p> <p>(3) 幼稚園児の保護者 年額<u>36,000円</u></p> <p>(4) 小学校、中学校及び幼稚園の教職員等 年額<u>58,800円</u></p>
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間、第3条の規定にかかわらず、学校給食費の額は、小学校児童の保護者の年額にあっては<u>49,200円</u>、中学校生徒の保護者の年額にあっては<u>52,800円</u>、幼稚園児の保護者の年額にあっては<u>34,800円</u>とする。</p>
	<p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p>

(適用区分)

- 2 改正後の第3条及び附則第3条の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る学校給食費について適用し、同日前の利用に係る学校給食費については、なお従前の例による。

議案参考資料
令和5年3月定例会

議第39号

宮津市育英資金貸付基金条例の廃止について

区分

条例の廃止

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

令和2年度から高等学校授業料が実質無償化とされたこと及び府等の貸付制度が拡充されたことを踏まえ、本市の育英資金貸付事業を廃止することとし、その基金を廃止するもの。

◆提案の概要

- ・宮津市育英資金貸付基金の廃止

◆施行日

- ・公布の日

《参考》

基金廃止後の残余財産については、子育て支援、教育振興事業の財源として新しい基金（子ども若者未来応援基金）に積み立てる。

現金残高（R5.1月末時点）：16,262,020円

	件 数	金 額
貸付総数	63件	78,399,500円
完納	23件	61,290,200円
返還中	40件	17,109,300円

※未償還資金（R5.1月末時点：40件、17,109,300円）については償還事務を継続

【政策等の背景・提案までの経過】

- ・昭和39年 宮津市育英資金貸付基金条例制定
育英資金貸付事業開始
(S39～H29：総貸付件数63件、貸付金額78,399,500円)
- ・平成14年 京都市高校生等修学支援事業開始（本市制度との併用不可）
- ・平成22年 公立高等学校授業料無償制により公立高校授業料無償化
- ・令和2年 文部科学省高等学校等就学支援金制度拡大により私立高校高等学校授業料実質無償化

※平成30年度以降：宮津市育成資金の新規貸付希望なし

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

【他の自治体の類似する政策との比較】

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト

テーマ別戦略

担当課・係

添付資料

学校教育課学校教育係（45-1641）